

# 令和5年12月農業委員会総会議事録

令和5年12月25日午後3時00分、令和5年12月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

## 出席委員 20名

1番 金田 公隆 委員	2番 藤田 善明 委員	3番 岩谷 裕子 委員
4番 佐藤 修司 委員	5番 川村 陽彦 委員	6番 須藤 秀人 委員
8番 町田 高司 委員	11番 小林 政貴 委員	13番 石岡 人志 委員
14番 福士 章逸 委員	15番 小嶋 勇成 委員	17番 平井 秀樹 委員
18番 成田 繁則 委員	19番 佐藤 剛郎 委員	20番 大湯 茂八郎 委員
21番 戸澤 幸彦 委員	23番 田村 眞裕美 委員	24番 成田 毅 委員
25番 朧森 弘義 委員	26番 前田 優考 委員	

## 欠席委員 6名

7番 種澤 達也 委員	9番 石岡 千鶴子 委員	10番 三上 浩太 委員
12番 小田桐 明 委員	16番 木村 芳文 委員	22番 高橋 貴志 委員

## 出席事務局 8名

事務局 長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局農地調整係長	曾根 奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局主事	大浦 空

## 本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命  
議 事

議案第 67 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 68 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 69 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 70 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 71 号	弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について
報告第 46 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 47 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 48 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 49 号	非農地の判断について

事務局次長 ただいまから令和 5 年 12 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長 それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 7 番種澤達也委員、9 番石岡千鶴子委員、10 番三上浩太委員、12 番小田桐明委員、16 番木村芳文委員、22 番高橋貴志委員の 6 名であります。ただいまの出席者数は 20 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。2 番藤田善明委員、3 番岩谷裕子委員、4 番佐藤修司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願ひを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 67 号を議題といたします。議案第 67 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 1 ページをお開き願ひます。議案第 67 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3,940 ㎡、畑 15 件 59,508 ㎡、合計 15 件 63,448 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 25 件 105,081 ㎡、畑 6 件 25,059 ㎡、合計 31 件 130,140 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る 12 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、木村芳文委員長、佐藤剛郎委員、大湯茂八郎委員それに私、川村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 128 番について申し上げます。譲受人は、主たる耕作者である姉が、健康上の理由から耕作できなくなったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。譲受人は、これまでも申請地で一連の農作業経験があり、今後も同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。5 ページをお開きください。受付番号 131 番について申し上げます。譲受人は、高校の教員として、花きや野菜の座学、実習を 9 年間しておりましたが、今年度退職するのを機に、自身で自家消費の野菜を耕作していきたいとのことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、今までの経験を生かしながら、きゅうり及びなす等を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。15 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 150 番について申し上げます。借受人は、以前から、りんご農家になりたいという思いがあり、約 1 年間、知人の農家のもとで農作業に携わっておりましたが、この度、農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に及んだと

調査副委員長	申し述べておりました。今後は、知人及び地域のりんご生産者の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。その他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。  (な し)
議 長	それでは、議案第67号について御審議願います。御質問等ございませんか。  (な し)
議 長	議案第67号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。  (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第67号については、許可することに決定いたします。次に、議案第68号を議題といたします。議案第68号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21ページをお開き願います。議案第68号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田1件3,446㎡であります。また、使用収益権関係では、田1件1,310㎡、畑443㎡、合計1,753㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号7番は、第1種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「農業用施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。24ページをお開き下さい。使用収益権関係、受付番号4番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長 それでは、議案第 68 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長 議案第 68 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 68 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 69 号を議題といたします。議案第 69 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 25 ページをお開き願います。議案第 69 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 19,253 ㎡、畑 3 件 9,573 ㎡、合計 7 件 28,826 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。29 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 61 番及び 62 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議長 それでは、議案第 69 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長 議案第 69 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 69 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 70 号を議題といたします。議案第 70 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 31 ページをお開き願います。議案第 70 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す

事務局次長 　　る法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 12,705 ㎡、畑 5 件 32,832 ㎡、合計 9 件 45,537 ㎡であります。今回提出されました 9 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 9 件が整ったものであります。33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 90 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。35 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 95 番及び 96 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上であります。

議　　長 　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

　　(な　し)

戸澤幸彦委員 　　<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

　　(戸澤幸彦委員退席)

議　　長 　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 33 ページ所有権関係、受付番号 90 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

　　(な　し)

議　　長 　　議案第 70 号のうち、所有権関係、受付番号 90 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

　　(異議なし)

議　　長 　　異議がないものと認め、議案第 70 号のうち、所有権関係、受付番号 90 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。戸澤幸彦委員の着席をお願いします。

　　(戸澤幸彦委員着席)

議　　長 　　それでは、議案第 70 号のうち、所有権関係、受付番号 90 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

　　(な　し)

議　　長 　　議案第 70 号のうち、所有権関係、受付番号 90 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

　　(異議なし)

議　　長 　　異議がないものと認め、議案第 70 号のうち、所有権関係、受付番号 90 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 71 号を議題といたします。議案第 71 号は「弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

37 ページをお開き願います。議案第 71 号は「弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」であります。提案理由は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」の一部改正等に伴い、弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部を改正したいので、本会の決定を求めるものであります。このあっせん基準は、農業振興地域の整備に関する法律第 18 条において「農業委員会は、農用地区域内にある土地について、あっせんを行うに当たっては、農業振興地域整備計画に基づき、その土地に関する権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようにしなければならない」とされていることから、その基準を定めているものであり、また、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿を整備することで、農用地の利用権設定等促進事業を実施しているところであります。なお、内容につきましては、農地集積推進委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議 長

農地集積推進委員会の報告をお願いします。

農地集積推進委員長

本日の、総会に提案されている改正案について、去る 11 月 22 日、農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田副委員長、佐藤修司委員、石岡人志委員、金田公隆委員、それと私、岩谷が出席し、内容を検討し、改正案を策定いたしました。今回の基準改正は、国の実施要領の一部改正を受けてのもので、38 ページ以降に新旧対照表があります。改正部分は下線が引かれてありますので、ご覧ください。それでは、主なものを説明いたします。39 ページをお開きください。改正案の 2、「農用地等の権利を取得させるべき者」の要件についてですが、これまでは、農地中間管理機構及び農業者年金基金が農用地等の権利を取得させるべき者に含まれていましたが、法改正による地域計画の策定後においては、農地ごとに将来の耕作者が位置付けられる見込みであるため、あっせん基準として両者を規定する必要がないことから、これを削除し、農業を営む者のみとしております。次に、40 ページの 4、「農用地等を取得させるべき者に対するあっせん」についてですが、これまでは、あっせんにあたって順位付けを行う形でしたが、先ほどの 2 の改正により、順位付けはせず、認定農業者または認定就農者を優先するという部分だけを残すものであります。次に、41 ページの 7 を新設し、基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内においては、(1) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第 19 条第 3 項に規定する農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）が位置付けられている場合には、その者にあっせん、(2) 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせん、(3) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。の 3 項目を規定し、地域計画の区域内においては、地域計画に位置付けられた農業を担う者を権利を取得させるべき者として選定するものであります。続きまして、同じく 41 ページ下段の 8、「あっせん譲受け等候補者名簿の作成」をご覧ください。これまでは、別途名簿の作成が必要でしたが、「農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす」との規定を追加し、地域計画上の農業を担う者は、別途名簿を作成することを要しないとするものであります。続きまして、42 ページの 9、「あっせん」について、地域計画の区域内において、農用

農地集積推進委員長

地等の所有者から当該農用地等の基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合に、「農地中間管理機構の活用を促す」といった内容を規定しております。その他、押印制度の廃止により、43ページ9の(8)及び44ページ(12)の押印箇所の記述を削除しております。次に46ページをご覧ください。あっせん基準細則の改正案になります。3の基準3(1)の「別に定める場合」の(3)の中心経営体の定義ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、基準3の(1)の「別に定める場合」における中心経営体の取り扱いを削除しておりますが、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」の附則に設けられた経過措置により引き続き、改正前の中心経営体がこの規定に含まれるよう47ページ下段へ附則で規定しております。この他、49ページ、別表第3の諸様式について、あっせん基準の7が新設されたことに伴い、各様式の基準の対象箇所をそれぞれ1つ繰り下げしております。また、押印の廃止に伴い、50ページ、様式7号及び様式8号について、押印箇所を削除しております。以上、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正を踏まえた内容で改正しております。なお、今回の改正にあたり青森県中南地域県民局、弘前市、つがる弘前農業協同組合、相馬村農業協同組合、津軽みらい農業協同組合、青森県土地改良事業団体連合会中弘支部、に意見を求めましたが、いずれも修正意見がない旨の回答を得ております。また、この基準は今日の総会で可決いただきますと、青森県知事へ認定申請を行い、認定を受けた日から適用されるものであります。説明は以上であります。

議長

それでは、議案第71号について御審議願います。御質問等ございませんか。

大湯茂八郎委員

はい。今詳しく説明いただいたんですが、これを読んで確認したいところが2点ほどあります。1つはですね、41ページの7の(3)です。地域計画において当該農地等に農業を担うものが位置づけられていない場合、次のところですね。1番最後の地域計画の達成に資するものへあっせんと。そのまま私としては繋げてしまいたいんですが、ここに書いてある、この意味合いがどういうことを言ってるのか、もう一度教えていただきたいんです。この農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合、その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合で、具体的に場合が2個入ってますよね。これがないといけないのかどうか、そこのところちょっと気になります。かえって、これ、規制をなくして、(1)、(2)があって、(3)は地域計画の達成に資するものだけで繋がっていくんじゃないかっていう風に私は解釈したってことですよ。そこが1点とですね、もう1点はですね、42ページの、9のあっせんというところの、(1)のアイウってありますが、ウのところですか。ウのところですね、私の勝手な解釈ですけど、読んでいきます。アまたは、イの発生に直接関連して、他の農用地等の譲渡し、この他の農用地等の譲渡して以前とは名前が変更になってないんですけど、日本語の流れとして、農用地等の譲渡って言い方がいいのかなこれだという風に思ったところなんです。なんか日本語としてちょっと不自然さを感じた。以上2点ですね。私がちょっと思ったところなんで、聞かせていただければなと思います。よろしくお願いします。

議長

はい、事務局答弁。

藤田主幹兼農地利用促進係長

ただ今の大湯委員の質問に対してなんですけれども、まず41ページの7の(3)。地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置づけられていない場合、ここの2つですね、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合と、その他農業を担うものにあっせんすることが適当でない場合っていう場合が2つ来るってことですよね。受け入れられない場合、その他農業を担うもの者にあっせんすることが適当でない場合ってことで、文章がおかしいということですよ。

大湯茂八郎委員 うん。この場合 2 つなくても、やっつけていけるんだ。地域計画の達成に資するものへあっせんするっていうところに繋げるだけで ダメなのかなと思ったということなんです。なぜ、この場合が 2 つあるのかなと。

藤田主幹兼農地利用促進係長 まず最初の、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合で区切って、その場合、その他農業を担うもの者にあっせんすることが適当でない場合っていうのがかかってきているので。

議長 はい、次長、お願いします。

事務局次長 はい、すいません、ちょっと補足させていただきます。41 ページの 7(3)というものですけれども、これ、書き方の問題が 1 つあってですね、この場合 3 つあるというところが、この例えば当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、これがまず 1 つですけれども、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合これが 2 つ、そしてその他農業を担うものにあっせんすることが適当でない場合この 3 つの場合がですね、1 番最後の地域計画の達成に資する者へあっせんするというので、この(3)のところでは、3 つを想定して、最後にこの地域計画の達成する者へあっせんするというのに 3 つの想定が 1 つに書かれているということになりますので、その通り解釈の方、よろしく願いいたします。

大湯茂八郎委員 最後のね、地域計画の達成に資する者っていうのも、これも非常に大きな言い方なんですよ。で、この裏側になってまして、地域計画の達成に資するものの要件は、それじゃなんなんですか。となった場合、その前段の場合の 3 つ、今さっき説明したけど、これも反対のとこだよね。これ、みんな否定形だから、受けられない場合、この地域計画の達成に資するものっていうのは、そういう要件が全部合致する人ってなりますよね。場合の言ってるページの逆の、肯定するものでなければ、地域計画の達成に資するものにはなりませんよね。という風に私は理解しましたが、いいですか。まあいいです。あまりこだわりません。今ね、なかなか、この手は、独特の言い回しにはなってるんですけど、少しはわかりやすく表現していかないといけないっていう思いがあつてね、私が思ったのは、そういうことでした。あと、2 つ目のところは、他の農用地等の譲渡して、日本語の表現としてどうかっていうことを私を思っただけですよ。以前から何も変わってませんが、こういう言い方はしませんよって私は思ってるんで、主語述語の世界です。

議長 説明お願いします。はい、

事務局次長 はい、そうですね、確かに、分かりにくい文章にはなっておりますけれども、この部分はですね、9 のあっせんの(1)のウの部分ですけれども。土地の交換のことについて書かれていることになりまして、そういう意味で、交換ですので、自分の土地、そして他の土地というような、意味合いで文章が記載されているというものになります。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

大湯茂八郎委員 はい。

議長 議案第 71 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め、議案第 71 号については、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告第 46 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 51 ページをお開き願います。報告第 46 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 32,358 m<sup>2</sup>、畑 12 件 46,282.36 m<sup>2</sup>、合計 17 件 78,640.36 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、53 ページから 54 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 46 号について、御質問等ございませんか。  
  
(な し)
- 議 長 次に、報告第 47 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 55 ページをお開き願います。報告第 47 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が、畑 1 件 463 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、57 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 47 号について、御質問等ございませんか。  
  
(な し)
- 議 長 次に、報告第 48 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 59 ページをお開き願います。報告第 48 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 13 件 57,204 m<sup>2</sup>、畑 3 件 25,565 m<sup>2</sup>、合計 16 件 82,769 m<sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、61 ページから 62 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 48 号について、御質問等ございませんか。  
  
(な し)
- 議 長 次に、報告第 49 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 63 ページをお開き願います。報告第 49 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し、同通知第 4(3)ウに基づき関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 9 筆 8,526 m<sup>2</sup> あります。以上であります。

議 長

報告第 49 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：15 時 48 分]